

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税</p> <p>(変質、損傷等による戻し税の手続)</p> <p>10-9 令第3条の2の規定による戻し税の手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項の規定による被災貨物の届出は、「被災貨物届出書」(T-1020)とし、2通（原本、交付用）をその被災貨物の<u>輸入許可税関</u>に提出させ、届出に係る事項について確認したときは、うち1通（交付用）に確認印（C-5000）を<u>押印</u>して、同項に規定する確認書として届出者に交付する。</p> <p>(2)～(4) (省略)</p>	<p>第6節 変質、損傷等の場合の減税又は戻し税</p> <p>(変質、損傷等による戻し税の手続)</p> <p>10-9 令第3条の2の規定による戻し税の手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項の規定による被災貨物の届出は、「被災貨物届出書」(T-1020)とし、2通（原本、交付用）をその被災貨物の<u>輸入地税関</u>に提出させ、届出に係る事項について確認したときは、うち1通（交付用）に確認印（C-5000）を<u>押なつ</u>して、同項に規定する確認書として届出者に交付する。</p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p>(変質、損傷等による控除の手続)</p> <p>10-15 令第3条の4の規定による控除の手続については、前記 10-9 の規定に準じて処理するほか、次による。</p> <p>(1) 前記 10-9 の(1)に規定する「被災貨物届出書」(T-1020)は、<u>その被災貨物の輸入許可税関</u>の通関担当部門に提出させる。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>(変質、損傷等による控除の手続)</p> <p>10-15 令第3条の4 <u>《変質、損傷等による戻し税の手続等についての規定の準用》</u>の規定による控除の手続については、前記 10-9 の規定に準じて処理するほか、次による。</p> <p>(1) 前記 10-9 の(1)に規定する「被災貨物届出書」(T-1020)は、<u>輸入地税関</u>の通關担当部門に提出させる。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>
<p>第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</p>	<p>第7節 加工又は修繕のため輸出された貨物の減税</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)</p> <p>11-3 令第5条第1項に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。</p> <p>(1) 同項に規定する申告書は、「加工・修繕輸出貨物確認申告書」(T-1050)とし、2通（原本、交付用）を<u>輸出申告する税関官署</u>に提出することを求め、必要な確認を行ったときは、うち1通（交付用）に確認印を<u>押印</u>して申告者に交付する。</p> <p>なお、当該申告書に記載された事項に変更があったときは、適宜の様式による変更届2通を提出させ、必要な確認を行ったときは、うち1通に確認印を<u>押印</u>して申告者に交付する。</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>(加工又は修繕用貨物の輸出の手続)</p> <p>11-3 令第5条第1項に規定する加工又は修繕のため輸出する場合の手続については、次による。</p> <p>(1) 同項に規定する申告書は、「加工・修繕輸出貨物確認申告書」(T-1050)とし、2通（原本、交付用）を<u>輸出地を所轄する税関官署</u>に提出することを求め、必要な確認を行ったときは、うち1通（交付用）に確認印を<u>押なつ</u>して申告者に交付する。</p> <p>なお、当該申告書に記載された事項に変更があったときは、適宜の様式による変更届2通を提出させ、必要な確認を行ったときは、うち1通に確認印を<u>押なつ</u>して申告者に交付する。</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>
<p>第8節 製造用原料品の減税又は免税</p> <p>(製造用原料品の輸入（減免税）手続)</p> <p>13-11 製造用原料品の輸入（減免税）の手続については、次による。</p>	<p>第8節 製造用原料品の減税又は免税</p> <p>(製造用原料品の輸入（減免税）手続)</p> <p>13-11 製造用原料品の輸入（減免税）の手続については、次による。</p> <p>(1) <u>輸入（減免税）</u> 製造用原料品の輸入（減免税）手続は、原則として、<u>輸入（減免税）</u> 製造用原料品の陸揚地を所轄する税關（以下「<u>輸入地所轄税關</u>」という。）において行うこととし、<u>輸入（減免税）</u> 製造用原料品が到着港において陸揚げされることなく、製造工場に併設される保税蔵置場に海路運送される場合には、製造工場の所在地を所轄する税關</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(1) (省略)	(以下「承認工場所轄税関」という。)において行う。
(2) (省略)	(2) (同左)
(3) (省略)	(3) (同左)
	(4) (同左)
第10節 再輸入減税	第10節 再輸入減税
(再輸入減税)	(再輸入減税)
14の2-1 法第14条の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。	14の2-1 法第14条の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。
(1)～(4) (省略)	(1)～(4) (同左)
(5) 令第16条の5に規定する「当該貨物に係る同条各号に掲げる関税の額についての税関の証明書」は、「輸入原料品等の関税の額の証明申出書」(T-1180)とし、2通(原本、証明書用)を提出させ、うち1通(証明書用)に証明する旨記載して交付する。	14の2-1 法第14条の2の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。
なお、この場合の証明は、次の税関において行う。	(5) 令第16条の5に規定する「当該貨物に係る同条各号に掲げる関税の額についての税関の証明書」は、「輸入原料品等の関税の額の証明申出書」(T-1180)とし、2通(原本、証明書用)を提出させ、うち1通(証明書用)に証明する旨記載して交付する。
イ (省略)	なお、この場合の証明は、次の税関において行う。
ロ 法第14条の2第2号の額についての証明は、再輸入される貨物の輸出を許可した税関官署	イ (同左)
	ロ 法第14条の2第2号の額についての証明は、再輸入される貨物の輸出地を所轄する税関官署
第11節 外国で採捕された水産物等の減税又は免税	第11節 外国で採捕された水産物等の減税又は免税

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(外国で採捕された水産物等の免税)</p> <p>14の3－1 法第14条の3第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による</p> <p>(1) 「本邦から出漁した」とは、当該船舶が、本邦の関税法域内に本拠を置き、当該法域内から出漁したことをいう。</p> <p>なお、漁船法（昭和25年法律第178号）<u>第10条</u>の規定により漁船登録された船舶が本邦の関税法域内から出漁して専ら冷凍加工等に従事する場合には、「本邦から出漁した」ものとして取り扱う。</p> <p>(2)～(5) (省略)</p> <p>(外国で採捕された水産物の加工製品の減税)</p> <p>14の3－2 法第14条の3第2項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 規則第4条の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 同条の規定による税関長の承認の申請は、「水産物加工製品についての承認申請書」(T-1190) 2通(原本、承認書用)を、原則とし</p>	<p>(外国で採捕された水産物等の免税)</p> <p>14の3－1 法第14条の3第1項《外国で採捕された水産物等の免税》の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 「本邦から出漁した」とは、当該船舶が、本邦の関税法域内に本拠を置き、当該法域内から出漁したことをいう。</p> <p>なお、漁船法（昭和25年法律第178号）<u>第9条</u>《漁船の登録》の規定により漁船登録された船舶が本邦の関税法域内から出漁して専ら冷凍加工等に従事する場合には、「本邦から出漁した」ものとして取り扱う。</p> <p>(2)～(5) (同左)</p> <p>(外国で採捕された水産物の加工製品の減税)</p> <p>14の3－2 法第14条の3第2項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 規則第4条の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 同条の規定による税関長の承認の申請は、「水産物加工製品についての承認申請書」(T-1190) 2通(原本、承認書用)を、原則とし</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>て加工又は製造前に、当該承認申請に係る水産物加工製品の<u>輸入申告</u>をする税関官署に提出することを求め、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C-5006）を<u>押印</u>して申請者に交付する。</p> <p>(4)及び(5) (省略)</p>	<p>て加工又は製造前に、当該承認申請に係る水産物加工製品の<u>輸入地</u>を所轄する税関官署に提出することを求め、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C-5006）を<u>押なつ</u>して申請者に交付する。</p> <p>(4)及び(5) (同左)</p>
<p>第12節 特定用途免税</p> <p>(条約の規定による特定用途免税)</p> <p>15-10 法第15条第1項第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第25条の3第1項に規定するもののうち令第25条の2第1号及び第3号に規定する貨物に係る提出書面は、「機械類等免税明細書」（T-1270）とし、また、同条第2号及び第4号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において事後確認用の処理については、前記15-1の(14)の規定に準ずる。</p> <p>なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合であって、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税関長が真にやむを得ないと認めた場合</p>	<p>第12節 特定用途免税</p> <p>(条約の規定による特定用途免税)</p> <p>15-10 法第15条第1項第10号の規定に関する用語の意義及び取扱いについては次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第25条の3第1項に規定するもののうち令第25条の2第1号及び第3号に規定する貨物に係る提出書面は、「機械類等免税明細書」（T-1270）とし、また、同条第2号に規定する貨物に係る提出書面は任意の様式とし、それぞれ2通（原本、事後確認用）（会計検査院に送付する必要がある場合には、会計検査院送付用として1通を加える。（関税法基本通達7-4参照））を輸入（納税）申告書に添付して提出することを求める。この場合において事後確認用の処理については、前記15-1の(14)の規定に準ずる。</p> <p>なお、同条第2号に規定する貨物に係る場合であって、かつ、その理由が緊急性を有する等その他税関長が真にやむを得ないと認めた場合</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>はこの限りではない。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>はこの限りではない。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>
<p>第13節 外交官用貨物等の免税</p>	<p>第13節 外交官用貨物等の免税</p>
<p>(外交官用自動車の用途外使用)</p> <p>16-2 法第16条第1項の規定により関税の免除を受けた自動車をその輸入許可の日から2年以内にその用途以外の用途に供した場合における取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(外交官用自動車の用途外使用)</p> <p>16-2 法第16条第1項の規定により関税の免除を受けた自動車をその輸入許可の日から2年以内にその用途以外の用途に供した場合における取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(4) 上記(3)のイ又はロに該当するため、外務省において免税輸入自動車の登録を抹消し、国内処分を認めるときは、あらかじめ外務省から、関税局を経由して<u>輸入を許可した税関</u>及び当該自動車が置かれている場所の所在地を所轄する税關あて、当該自動車の国内処分を認める理由、車名、年式、輸入許可書の番号、輸入許可年月日等を文書で通知することとなつてゐるので、これにより用途外使用の事実を確認し、免除した関税を徴収する。</p> <p>ただし、当該自動車がその輸入の許可の日から2年以内にスクラップ化され、非免税特権者に売却される場合には、そのスクラップとされた状態を確認して、当該関税の追徴をしないこととする。</p> <p>(5) (省略)</p>	<p>(4) 上記(3)のイ又はロに該当するため、外務省において免税輸入自動車の登録を抹消し、国内処分を認めるときは、あらかじめ外務省から、関税局を経由して<u>輸入地を所轄する税關</u>及び当該自動車が置かれている場所の所在地を所轄する税關あて、当該自動車の国内処分を認める理由、車名、年式、輸入許可書の番号、輸入許可年月日等を文書で通知することとなつてゐるので、これにより用途外使用の事実を確認し、免除した関税を徴収する。</p> <p>ただし、当該自動車がその輸入の許可の日から2年以内にスクラップ化され、非免税特権者に売却される場合には、そのスクラップとされた状態を確認して、当該関税の追徴をしないこととする。</p> <p>(5) (同左)</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第14節 再輸出免税</p> <p>(再輸出免税貨物の範囲)</p> <p>17-1 法第17条第1項の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(8) (省略)</p> <p>(9) 法第17条第1項第9号の規定を映画祭（これに類する文化的催し物を含む。以下この項において同じ。）に出品される映画フィルムについて適用する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 映画祭が上記イに掲げる条件を満たすか否かを審査するため、当該映画祭に出品される映画フィルムの輸入申告の際、輸入者から当該映画祭に係る次に掲げる事項を記載した適宜の様式による「映画祭実施計画書」を提出させる。</p> <p>(イ)～(エ) (省略)</p> <p>(10)及び(11) (省略)</p> <p>(再輸出免税貨物の輸入後の取扱い)</p> <p>17-3 法第17条第1項の規定により関税の免除を受けた貨物の輸入後に</p>	<p>第14節 再輸出免税</p> <p>(再輸出免税貨物の範囲)</p> <p>17-1 法第17条第1項<u>《再輸出免税》</u>の規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(8) (同左)</p> <p>(9) 法第17条第1項第9号<u>《博覧会等への出品物品》</u>の規定を映画祭（これに類する文化的催し物を含む。以下この項において同じ。）に出品される映画フィルムについて適用する場合の取扱いについては、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 映画祭が上記イに掲げる条件を満たすか否かを審査するため、当該映画祭に出品される映画フィルムの輸入申告の際、<u>輸入地税関は、</u>輸入者から当該映画祭に係る次に掲げる事項を記載した適宜の様式による「映画祭実施計画書」を提出させる。</p> <p>(イ)～(エ) (同左)</p> <p>(10)及び(11) (同左)</p> <p>(再輸出免税貨物の輸入後の取扱い)</p> <p>17-3 法第17条第1項<u>《再輸出免税》</u>の規定により関税の免除を受けた</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>における取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 令第37条に規定する届出書は、「特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届」（T-1290）とし、2通（原本、交付用）（受理税関と当該貨物の輸入を許可した税関（以下「輸入許可税関官署」という。）とが異なるときは、<u>輸入許可税関官署用</u>として1通を加える。）を提出させ、受理したときは、うち1通（交付用）に確認印（C-5000）を押印して届出者に交付する。なお、<u>輸入許可税関官署用</u>には確認印（C-5000）を押印して<u>輸入許可税関官署</u>へ送付する。</p> <p>(2) 令第37条第2に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T-1065）とし、2通（原本、承認書用）を<u>輸入許可税関官署</u>に提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C-5006）を押印して申請者に交付する。</p> <p>なお、輸入後、関税の免除を受けた貨物が差押え（私人の訴えによるものを除く。）を受けていたために再輸出することができない場合は、法第17条第1項に規定する「これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由」に該当することとなるので、留意する。</p> <p>(3) 令第38条の規定により準用される令第11条第1項に規定する届出書は、「外国貨物等亡失届」（T-1350）とし、2通（原本、交付用）（受理税関と<u>輸入許可税関官署</u>とが異なるときは、<u>輸入許可税関官署用</u>とし</p>	<p>貨物の輸入後における取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 令第37条《再輸出免税貨物の用途外使用等の届出》に規定する届出書は、「特定用途（再輸出）免税貨物用途外使用届」（T-1290）とし、2通（原本、交付用）（受理税関と当該貨物の輸入地を所轄する税関（以下「輸入地所轄税関官署」という。）とが異なるときは、<u>輸入地所轄税関官署用</u>として1通を加える。）を提出させ、受理したときは、うち1通（交付用）に確認印（C-5000）を押なつして届出者に交付する。なお<u>輸入地所轄税関官署用</u>には確認印（C-5000）を押なつして<u>輸入地</u>を所轄する税関官署へ送付する。</p> <p>(2) 令第37条第2《再輸出期間の延長の承認申請手続》に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T-1065）とし、2通（原本、承認書用）を<u>輸入地所轄税関官署</u>に提出させ、承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印（C-5006）を押なつして申請者に交付する。</p> <p>なお、輸入後、関税の免除を受けた貨物が差押え（私人の訴えによるものを除く。）を受けていたために再輸出することができない場合は、法第17条第1項に規定する「これらの期間をこえることがやむを得ないと認められる理由」に該当することとなるので、留意する。</p> <p>(3) 令第38条《再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定》の規定により準用される令第11条第1項《製造用原料品等の亡失の場合の届出》に規定する届出書は、「外国貨物等亡失届」（T-1350）とし、2</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>て1通を加える。)に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書を添付して提出させるものとする。税関において亡失の事実を確認したときは、うち1通(交付用)に確認印(C-5000)を押印して届出者に交付する。</p> <p>なお、<u>輸入許可税関官署用</u>の処理については、上記(1)に準ずる。</p>	<p>通(原本、交付用)(受理税関と<u>輸入地所轄税関官署</u>とが異なるときは、<u>輸入地所轄税関官署用</u>として1通を加える。)に亡失地を所轄する警察官署、消防官署その他の公的機関の災害等についての証明書を添付して提出させるものとする。税関において亡失の事実を確認したときは、うち1通(交付用)に確認印(C-5000)を押なつして届出者に交付する。</p> <p>なお、<u>輸入地所轄税関官署用</u>の処理については、上記(1)に準ずる。</p>
<p>(4) 令第38条の規定により準用される令第11条第2項に規定する申請書は、「滅却(廃棄)承認申請書」(C-3170)とし、2通(原本、承認書用)(受理税関と<u>輸入許可税関官署</u>とが異なるときは、<u>輸入許可税関官署用</u>として1通を加える。)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C-5006)を押印して申請者に交付する。</p> <p>なお、<u>輸入許可税関官署用</u>の処理については、上記(1)に準ずる。</p> <p>滅却の承認を受けた申請者が再輸出免税貨物を滅却するときは、原則として税関職員の立会いを要するものとする。</p>	<p>(4) 令第38条の規定により準用される令第11条第2項《製造用原料品等の滅却の場合の手続》に規定する申請書は、「滅却(廃棄)承認申請書」(C-3170)とし、2通(原本、承認書用)(受理税関と<u>輸入地所轄税関官署</u>とが異なるときは、<u>輸入地所轄税関官署用</u>として1通を加える。)を提出させ、承認したときは、うち1通(承認書用)に承認印(C-5006)を押なつして申請者に交付する。</p> <p>なお、<u>輸入地所轄税関官署用</u>の処理については、上記(1)に準ずる。</p> <p>滅却の承認を受けた申請者が再輸出免税貨物を滅却するときは、原則として税関職員の立会いを要するものとする。</p>
<p>(5) (省略)</p> <p>(再輸出免税貨物の輸出の届出の手続)</p> <p>17-7 令第39条第4項に規定する届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 同項に規定する届出書は、「再輸出減免税貨物の輸出の届出書」(T-1385)とし、1通を届出に係る貨物の輸入を許可した税関官署(以下こ</p>	<p>(5) (同左)</p> <p>(再輸出免税貨物の輸出の届出の手続)</p> <p>17-7 令第39条第4項に規定する届出書の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 同項に規定する届出書は、「再輸出減免税貨物の輸出の届出書」(T-1385)とし、1通を届出に係る貨物の<u>輸入地を所轄する税関官署</u>(以下こ</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>の項において「<u>輸入許可税関官署</u>」という。)に提出させる。ただし、特別通関手帳を使用して輸出された貨物の届出は、当該特別通関手帳の「<u>輸出届出書</u>」を提出させることにより行わせる。この場合において、貨物の<u>輸入許可税関官署</u>と<u>輸出を許可した税関官署</u>(以下この項において「<u>輸出許可税関官署</u>」という。)が異なる場合には、<u>輸出許可税関官署</u>を経由して<u>輸入許可税関官署</u>に提出させて差し支えないものとし、<u>輸出許可税関官署</u>が「<u>輸出届出書</u>」を受理した場合には、当該輸出届出書を速やかに<u>輸入許可税関官署</u>に送付する。</p>	<p>この項において「<u>輸入地税関</u>」という。)に提出させる。ただし、特別通関手帳を使用して輸出された貨物の届出は、当該特別通関手帳の「<u>輸出届出書</u>」を提出させることにより行わせる。この場合において、貨物の<u>輸入地税関</u>と<u>輸出地を所轄する税関官署</u>(以下この項において「<u>輸出地税関</u>」という。)が異なる場合には、<u>輸出地税関</u>を経由して<u>輸入地税関</u>に提出させて差し支えないものとし、<u>輸出地税関</u>が「<u>輸出届出書</u>」を受理した場合には、当該輸出届出書を速やかに<u>輸入地税関</u>に送付する。</p>
(2)及び(3) (省略)	(2)及び(3) (同左)
(旅客携帯品の再輸出免税の取扱いについて)	(旅客携帯品の再輸出免税の取扱いについて)
17-8 旅客携帯品の再輸出免税については、以下のとおり <u>取り扱う</u> 。	17-8 旅客携帯品の再輸出免税については、以下のとおり <u>取扱う</u> 。
1. ~ 3. (省略)	1. ~ 3. (同左)
4. 担保	4. 担保
旅客携帯品について再輸出免税を認めた場合は、担保を提供させるものとし、この場合の担保は、関税法基本通達9の6-1(関税の担保の種類)の(5)による保証人の保証とする。	旅客携帯品について再輸出免税を認めた場合は、担保を提供させるものとし、この場合の担保は、関税法基本通達9の6-1(関税の担保の種類)の(5)による保証人の保証とする。
なお、担保の提供及び解除の手続については、 <u>関税法施行令第8条の2</u> 及び <u>同令第8条の4</u> による。	なお、担保の提供及び解除の手続については、 <u>令第8条の2《担保の提供の手続》</u> 及び <u>令第8条の3《担保の解除》</u> による。
5. 再輸出免税携帯品の輸出確認	5. 再輸出免税携帯品の輸出確認
再輸出免税携帯品の輸出確認は、次により行うものとする。	再輸出免税携帯品の輸出確認は、次により行うものとする。

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 再輸出免税を受けた非居住者が亡失その他の事由により免税申請書を提示することができないときは、免税申請書原本により確認すること。この場合において<u>輸入許可税関</u>と<u>輸出申告税関</u>が異なるため等の事由で免税申請書により免税物品の同一性を確認することができないときは、<u>輸入許可税関</u>に照会し、<u>輸入許可税関</u>に照会することが困難なときは、非居住者の申告する物品の品名、数量、番号、封かんその他の措置の有無等について確認すること。</p> <p>(4) 再輸出免税携帯品の<u>輸入許可税関</u>が異なる場合は、<u>輸出申告税関</u>は再輸出の有無を確認した後、再輸出確認用免税申請書にその旨記載し、<u>輸入許可税関</u>に送付すること。</p> <p>なお、前記(3)の事由により<u>輸出申告税関</u>において再輸出免税携帯品の同一性を確認することができなかった場合は、<u>輸出申告税関</u>は非居住者の申出により確認した物品の品名、数量、番号、封かんその他の措置の有無等を<u>輸入許可税関</u>に通報すること。</p> <p>この場合において<u>輸入許可税関</u>は、<u>輸出申告税関</u>からの通報により再輸出の有無を認定すること。</p> <p>6. 用途外使用等の取扱い</p> <p>再輸出免税携帯品が用途外使用に供された場合又は1年以内に再輸出されない場合の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p>	<p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 再輸出免税を受けた非居住者が亡失その他の事由により免税申請書を提示することができないときは、免税申請書原本により確認すること。この場合において<u>輸入地税關</u>と<u>輸出地税關</u>が異なるため等の事由で免税申請書により免税物品の同一性を確認することができないときは、<u>輸入地税關</u>に照会し、<u>輸入地税關</u>に照会することが困難なときは、非居住者の申告する物品の品名、数量、番号、封かんその他の措置の有無等について確認すること。</p> <p>(4) 再輸出免税携帯品の<u>輸入地税關</u>が異なる場合は、<u>輸出地税關</u>は再輸出の有無を確認した後、再輸出確認用免税申請書にその旨記載し、<u>輸入地税關</u>に送付すること。</p> <p>なお、前記(3)の事由により<u>輸出地税關</u>において再輸出免税携帯品の同一性を確認することができなかった場合は、<u>輸出地税關</u>は非居住者の申出により確認した物品の品名、数量、番号、封かんその他の措置の有無等を<u>輸入地税關</u>に通報すること。</p> <p>この場合において<u>輸入地税關</u>は、<u>輸出地税關</u>からの通報により再輸出の有無を認定すること。</p> <p>6. 用途外使用等の取扱い</p> <p>再輸出免税携帯品が用途外使用に供された場合又は1年以内に再輸出されない場合の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 再輸出免税携帯品について法第17条第4項の規定により関税等を追徴すべき事由が生じた場合において、非居住者が出国するとき又は追徴関税等の即納を申し出たときは、関税法第8条第4項により口頭通知し、現金収納すること。</p> <p>この場合において、再輸出免税携帯品の<u>輸入許可税関</u>と出国地税関が異なるときは、追徴関税等を徴収した出国地税関は再輸出確認用免税申請書等にその旨記載し、<u>輸入許可税関</u>に通報すること。</p>	<p>(2) 再輸出免税携帯品について法第17条第4項《再輸出免税貨物の用途外使用等の場合の関税の徴収》の規定により関税等を追徴すべき事由が生じた場合において、非居住者が出国するとき又は追徴関税等の即納を申し出たときは、関税法施行令第8条第4項《口頭による賦課決定の通知》により口頭告知し、現金収納すること。</p> <p>この場合において、再輸出免税携帯品の<u>輸入地税關</u>と出国地税関が異なるときは、追徴関税等を徴収した出国地税關は再輸出確認用免税申請書等にその旨記載し、<u>輸入地税關</u>に通報すること。</p>
<p>(3) (省略)</p>	<p>(3) (同左)</p>
<p>第16節 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税</p> <p>(輸出貨物製造用原料品の製造工場の承認及び減税又は免税の手続)</p> <p>19-2 輸出貨物の製造用原料品についての製造工場の承認申請及び減税又は免税の手続については、前記13-1から13-6まで（製造工場の承認の要件、製造工場の種別、製造工場の承認を行う税關官署、製造工場の承認の申請手続、製造工場の承認申請書の添付書類、承認の際に付する条件）、13-8（承認内容の変更の手続）、13-9（製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続）、13-11（製造用原料品の輸入（減免税）手続）、13-12（同種製造用原料品との混用使用）及び13-14から13-24まで（製造工場における製造終了届等の取扱い、製造用原料品の用途外使用、製造</p>	<p>第16節 輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税</p> <p>(輸出貨物製造用原料品の製造工場の承認及び減税又は免税の手続)</p> <p>19-2 輸出貨物の製造用原料品についての製造工場の承認申請及び減税又は免税の手続については、前記13-1から13-6まで（製造工場の承認の要件、製造工場の種別、製造工場の承認を行う税關官署、製造工場の承認の申請手続、製造工場の承認申請書の添付書類、承認の際に付する条件）、13-8（承認内容の変更の手続）、13-9（製造工場の承認の期間及び承認の期間の更新手続）、13-11（製造用原料品の輸入（減免税）手続）、13-12（同種製造用原料品との混用使用）及び13-14から13-24まで（製造工場における製造終了届等の取扱い、製造用原料品の用途外使用、製造</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収、製造用原料品等の亡失又は減却、製造用原料品に関する担保の解除、製造用原料品の譲渡、第2種製造工場の承認手数料の徴収、製造工場の延べ面積の算定、法人の合併等の取扱い、帳簿の備付け、製造工場の廃業)の規定に準じて取り扱うこととするほか、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸出貨物製造用原料品の輸入後において、委託加工等の必要からあらかじめ承認を受けた工場以外の工場において製造しようとする場合には、製造工場の所在地を所轄する税関長は、<u>輸入を許可した</u>税関長と協議の上、やむを得ないと認めたときに限り製造工場の承認を行う。</p> <p>(3)及び(4) (省略)</p>	<p>用原料品の用途外使用等の場合の関税の徴収、製造用原料品等の亡失又は減却、製造用原料品に関する担保の解除、製造用原料品の譲渡、第2種製造工場の承認手数料の徴収、製造工場の延べ面積の算定、法人の合併等の取扱い、帳簿の備付け、製造工場の廃業)の規定に準じて取り扱うこととするほか、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸出貨物製造用原料品の輸入後において、委託加工等の必要からあらかじめ承認を受けた工場以外の工場において製造しようとする場合には、製造工場の所在地を所轄する税関長は、<u>輸入地を所轄する</u>税関長と協議の上、やむを得ないと認めたときに限り製造工場の承認を行う。</p> <p>(3)及び(4) (同左)</p>
<p>(指定製造工場の簡易手続)</p> <p>19-3 令第47条第1項の表の第1号から第7号までに掲げる輸入原料品及び同条第2項の表の各号に掲げる輸入原料品に係る製造工場に対する令第50条の2第1項の規定による製造工場の指定は、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 製造用原料品に対する輸入許可（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出）が、指定製造工場の所在地を所轄する税関以外の税関で行われた場合には、製造用原料品についての取締り及び用途外使用の場合の徴税事務等輸入後のすべての事務処理を指定製造工場の所在地を所轄</p>	<p>(指定製造工場の簡易手続)</p> <p>19-3 令第47条第1項の表の第1号から第7号までに掲げる輸入原料品及び同条第2項の表の各号に掲げる輸入原料品に係る製造工場に対する令第50条の2第1項の規定による製造工場の指定は、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 製造用原料品に対する輸入許可（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出）が、指定製造工場の所在地を所轄する税関以外の税関で行われた場合には、製造用原料品についての取締り及び用途外使用の場合の徴税事務等輸入後のすべての事務処理を指定製造工場の所在地を所轄</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>する税関に行わせることになるので、<u>輸入を許可した</u>税関は、その輸入許可書の写しを指定製造工場の所在地を所轄する税関に送付する。</p> <p>なお、製品の製造が2以上の工場にわたって行われる場合には、それぞれの工場を所轄する税関に輸入許可書の写しを送付する。</p> <p>(5)～(8) (省略)</p>	<p>する税関に行わせることになるので、<u>輸入地を所轄する</u>税関は、その輸入許可書の写しを指定製造工場の所在地を所轄する税関に送付する。</p> <p>なお、製品の製造が2以上の工場にわたって行われる場合には、それぞれの工場を所轄する税関に輸入許可書の写しを送付する。</p> <p>(5)～(8) (同左)</p>
<p>(輸入原料品として税関長の承認を受けたものの取扱い)</p> <p>19-4 令第47条第1項の表第8号に係る輸入原料品等の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 令第47条の2の規定による承認申請は、当該申請に係る輸入原料品の輸入申告の際又は当該輸入申告に先立って行うことを求めるものとし、その手続は、「輸出貨物製造用原料品の免税等に係る承認申請書（製造工場等の承認申請書兼用）」（T-1450）2通（<u>輸入申告をする</u>税関と製造工場を所轄する税関とが異なるときは、3通）を<u>輸入申告をする</u>税関の保税監督部門に提出することとし、これを承認したときは、うち1通に承認印を<u>押印</u>して申請者に交付する。この場合において、<u>輸入申告をする</u>税関と製造工場を所轄する税関とが異なるときは、うち1通を当該申請に係る製造工場を所轄する税関に送付する。</p> <p>なお、令第47条の2に規定する「<u>輸入申告をする</u>税関長」とは、当該製造用原料品の<u>輸入申告をする</u>場所を所轄する税関長を意味するも</p>	<p>(輸入原料品として税関長の承認を受けたものの取扱い)</p> <p>19-4 令第47条第1項の表第8号に係る輸入原料品等の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 令第47条の2の規定による承認申請は、当該申請に係る輸入原料品の輸入申告の際又は当該輸入申告に先立って行うことを求めるものとし、その手続は、「輸出貨物製造用原料品の免税等に係る承認申請書（製造工場等の承認申請書兼用）」（T-1450）2通（<u>輸入地を所轄する</u>税関と製造工場を所轄する税関とが異なるときは、3通）を<u>輸入（予定）地を所轄する</u>税関の保税監督部門に提出することとし、これを承認したときは、うち1通に承認印を<u>押なつ</u>して申請者に交付する。この場合において、<u>輸入地を所轄する</u>税関と製造工場を所轄する税関とが異なるときは、うち1通を当該申請に係る製造工場を所轄する税関に送付する。</p> <p>なお、令第47条の2に規定する「<u>輸入地を所轄する</u>税関長」とは、</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>のである。例えば、保税工場で製造された保税製品を輸出貨物の製造用原料品として使用するため、当該保税製品について免税の承認申請を行う場合には、当該保税製品の<u>輸入申告をする</u>税関長となるので、留意する。</p>	<p>当該製造用原料品の<u>輸入手続を行う場所を所轄する</u>税関長を意味するものである。例えば、保税工場で製造された保税製品を輸出貨物の製造用原料品として使用するため、当該保税製品について免税の承認申請を行う場合には、当該保税製品の<u>輸入手続を行う場所を所轄する</u>税関長となるので、留意する。</p>
<p>(3)～(7) (省略)</p>	<p>(3)～(7) (同左)</p>
<p>(輸出貨物の製造用原料品の輸入後の手続)</p>	<p>(輸出貨物の製造用原料品の輸入後の手続)</p>
<p>19-6 輸出貨物製造用原料品の輸入後の手続については、前記13-14から13-20までの規定を準用するほか、次による。ただし、担保の解除は、製品の輸出後に行う。</p>	<p>19-6 輸出貨物製造用原料品の輸入後の手続については、前記13-14から13-20までの規定を準用するほか、次による。ただし、担保の解除は、製品の輸出後に行う。</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 前記19-2の(4)により製造終了の届出の特例の承認を受けた場合には、製品の輸出の際に<u>輸出申告税関</u>に提出すべき「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届」の適宜の箇所に、届出の特例の承認を受けた税関名、承認年月日及び承認番号を記載させる。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前記19-2の(4)により製造終了の届出の特例の承認を受けた場合には、製品の輸出の際に<u>輸出地税関</u>に提出すべき「製造用原料品・輸出貨物製造用原料品による製造終了届」の適宜の箇所に、届出の特例の承認を受けた税関名、承認年月日及び承認番号を記載させる。</p>
<p>(3) 令第50条の規定による製造終了の届出の特例の承認を受けた場合において、令第49条において準用する令第9条第2項の規定により<u>輸出申告税関</u>において製品の検査を行うときは、あらかじめ定められた歩留りを参考として輸出貨物製造用原料品の使用数量を確認する。この場合において、確認した当該原料品の使用数量が製造終了届に記載された使</p>	<p>(3) 令第50条の規定による製造終了の届出の特例の承認を受けた場合において、令第49条において準用する令第9条第2項の規定により<u>輸出地税關</u>において製品の検査を行うときは、あらかじめ定められた歩留りを参考として輸出貨物製造用原料品の使用数量を確認する。この場合において、確認した当該原料品の使用数量が製造終了届に記載された使</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>用原料品の数量（分割輸出される場合においては、その数量の割合）を下回るときは、税関に提出された製造終了届の写しに、その確認結果を記入の上、輸出貨物製造用原料品の輸入許可税関に送付する。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>（グルタミン酸ソーダ、ぶどう糖、ビタミンC及びソルビトールの特例）</p> <p>19-10 令第47条第1項の表第3号に掲げるグルタミン酸ソーダ及び第7号に掲げる精製ぶどう糖並びに同条第2項の表第2号に掲げるビタミンC、第3号に掲げる結晶ぶどう糖及び第4号に掲げるソルビトールについては、前記19-1から19-9までの規定によるほか、次による。</p> <p>(1) 減免税により輸入されるマニオカでん粉、サゴでん粉若しくは<u>ぱれいしょでん粉</u>又は糖みつ若しくは変性糖みつについては、あらかじめこれらの物品を分析検定（ただし、分析検定前であっても見本を採取の上、輸入を認め、事後分析検定すること、また、特例申告貨物にあっては、輸入許可後に見本の提供を受けて、事後分析検定することについては差し支えない。）し、それぞれ次の量を算定しておくものとする。</p> <p>この場合において、<u>輸入申告をする税関</u>と製造工場の所在地を所轄する税関とが異なるときは、<u>輸入申告をする税関</u>は、その算定結果を製造工場の所在地を所轄する税関に通知する。</p> <p>イ マニオカでん粉、サゴでん粉又は<u>ぱれいしょでん粉</u>については、乾燥でん粉の量（でん粉の乾燥重量をいう。）</p>	<p>用原料品の数量（分割輸出される場合においては、その数量の割合）を下回るときは、税関に提出された製造終了届の写しに、その確認結果を記入のうえ輸出貨物製造用原料品の輸入地税関に送付する。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>（グルタミン酸ソーダ、ぶどう糖、ビタミンC及びソルビトールの特例）</p> <p>19-10 令第47条第1項の表第3号に掲げるグルタミン酸ソーダ及び第7号に掲げる精製ぶどう糖並びに同条第2項の表第2号に掲げるビタミンC、第3号に掲げる結晶ぶどう糖及び第4号に掲げるソルビトールについては、前記19-1から19-9までの規定によるほか、次による。</p> <p>(1) 減免税により輸入されるマニオカでん粉、サゴでん粉若しくは<u>ぱれいしょでん粉</u>又は糖みつ若しくは変性糖みつについては、あらかじめこれらの物品を分析検定（ただし、分析検定前であっても見本を採取のうえ輸入を認め、事後分析検定すること、また、特例申告貨物にあっては、輸入許可後に見本の提供を受けて、事後分析検定することについては差し支えない。）し、それぞれ次の量を算定しておくものとする。</p> <p>この場合において、<u>輸入地を所轄する税関</u>と製造工場の所在地を所轄する税関とが異なるときは、<u>輸入地を所轄する税関</u>は、その算定結果を製造工場の所在地を所轄する税関に通知する。</p> <p>イ マニオカでん粉、サゴでん粉又は<u>ぱれいしょでん粉</u>については、乾燥でん粉の量（でん粉の乾燥重量をいう。）</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>□ 糖みつ又は変性糖みつについては、全糖量（糖分を<u>しょ糖</u>として計算した重量をいう。）</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>□ 糖みつ又は変性糖みつについては、全糖量（糖分を<u>しょ糖</u>として計算した重量をいう。）</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>
<p>(輸出糖の特例)</p>	<p>(輸出糖の特例)</p>
<p>19-11 令第47条第1項の表の第4号に掲げる精製糖、氷砂糖又は角砂糖（以下「輸出糖」という。）については、前記19-1から19-9までの規定によるほか、次による。</p>	<p>19-11 令第47条第1項の表の第4号に掲げる精製糖、氷砂糖又は角砂糖（以下「輸出糖」という。）については、前記19-1から19-9までの規定によるほか、次による。</p>
<p><u>(1)</u> (省略)</p> <p><u>(2)</u> (省略)</p> <p><u>(3)</u> (省略)</p> <p><u>(4)</u> (省略)</p> <p><u>(5)</u> 上記(3)により輸出製造用原料砂糖の使用数量が確定し、当該原料砂糖に含まれるしょ糖の量と等量のしょ糖の量を含有する輸出指定銘柄の輸出糖の量が精製された場合には、その製造終了の届を提出させる。この場合において、しょ糖の量の計算は、令第48条第2項の規定による。</p>	<p><u>(1)</u> <u>輸出糖を精製するため輸入する砂糖の輸入手続は、原則として、輸入港を所轄する税關において行わせることとし、輸出糖を精製するため輸入する砂糖が到着港において陸揚げされることなく、製造工場に併設される保税蔵置場に海路運送される場合には、製造工場の所在地を所轄する税關において行わせる。</u></p> <p><u>(2)</u> (同左)</p> <p><u>(3)</u> (同左)</p> <p><u>(4)</u> (同左)</p> <p><u>(5)</u> (同左)</p> <p><u>(6)</u> <u>上記(4)により輸出製造用原料砂糖の使用数量が確定し、当該原料砂糖に含まれるしょ糖の量と等量のしょ糖の量を含有する輸出指定銘柄の輸出糖の量が精製された場合には、その製造終了の届を提出させる。この場合において、しょ糖の量の計算は、令第48条第2項の規定による。</u></p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(6) (省略)	(7) (同左)
(7) (省略)	(8) (同左)
(8) (省略)	(9) (同左)
(9) (省略)	(10) (同左)
(10) (省略)	(11) (同左)
(11) 上記(10)の場合は、法第19条第4項第1号後段の規定により、直ちに 関税を徴収する。この場合における課税数量の算定は、次の算式による。	(12) 上記(11)の場合は、法第19条第4項第1号後段《用途外使用等の場合 の関税の徴収》の規定により、直ちに関税を徴収する。この場合における 課税数量の算定は、次の算式による。
<u>引き取られた指定銘柄製品のしょ糖の量</u>	
輸出製造用原料砂糖の数値の100に対する割合	輸出製造用原料砂糖の数値の100に対する割合
(注) イ (省略)	(注) イ (同左)
ロ 引き取られた指定銘柄製品のしょ糖の量の算出の基礎となる 当該製品の数量は、上記(8)の例による。	ロ 引き取られた指定銘柄製品のしょ糖の量の算出の基礎となる 当該製品の数量は、上記(9)の例による。
(12) 輸出される輸出糖の検査数量については、税関における輸出検査の結果 当該輸出糖が上記(10)の製品検査を実施したときと同様であると認められる場合は、上記(8)のただし書の例による。なお、製造終了の検査後直ちに輸出されるものについては、輸出申告の際の検査を省略しても差し支えない。	(13) 輸出される輸出糖の検査数量については、税関における輸出検査の結果 当該輸出糖が上記(11)の製品検査を実施したときと同様であると認められる場合は、上記(9)のただし書の例による。なお、製造終了の検査後直ちに輸出されるものについては、輸出申告の際の検査を省略しても差し支えない。
(13) 製造工場に入れた輸出製造用原料砂糖の免税額に対して、上記(11)により 算出した課税額と既に輸出された輸出糖の精製に使用された輸出製	(14) 製造工場に入れた輸出製造用原料砂糖の免税額に対して、上記(12)により 算出した課税額と既に輸出された輸出糖の精製に使用された輸出製

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>造用原料砂糖（輸出糖のしょ糖の量と等量のしょ糖の量を含有する輸出製造用原料砂糖）の免税額との合計額が不足する場合は、最終回の国内引取の際又は指定期間経過の際ににおいて当該不足分を徴収する。この場合においては、最終回の賦課決定通知書（控）に不足を生じた事由を注記する。</p> <p>この場合において、免税額の算定方式は、課税の際の方式に準ずる。</p> <p>（輸出貨物の製造用原料品に係る納付すべき関税を減額する場合の取扱い）</p> <p>19-21 法第19条第5項の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記19-12から19-20まで（19-16の(5)から(7)まで、19-17の(1)から(4)まで並びに(5)のロ及びハを除く。）に準じて処理するほか、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 関税の減額を受けようとする貨物について、関税法基本通達<u>67-1-20</u>の規定により船積みの確認を受けた輸出許可書が通関部門に提示されたときは、上記(1)により提出された申請書に船積み確認済の旨を記載するとともに審査印を<u>押印</u>の上、関係書類を収納担当部門に回付する。</p> <p>なお、関税の減額の額の端数処理については、国税通則法（昭和37年法律第66号）第120条第1項及び第2項により行うこととなるので留意する。</p>	<p>造用原料砂糖（輸出糖のしょ糖の量と等量のしょ糖の量を含有する輸出製造用原料砂糖）の免税額との合計額が不足する場合は、最終回の国内引取の際又は指定期間経過の際ににおいて当該不足分を徴収する。この場合においては、最終回の賦課決定通知書（控）に不足を生じた事由を注記する。</p> <p>この場合において、免税額の算定方式は、課税の際の方式に準ずる。</p> <p>（輸出貨物の製造用原料品に係る納付すべき関税を減額する場合の取扱い）</p> <p>19-21 法第19条第5項<u>《輸出貨物の製造用原料品に係る関税の減額》</u>の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記19-12から19-20まで（19-16の(5)から(7)まで、19-17の(1)から(4)まで並びに(5)のロ及びハを除く。）に準じて処理するほか、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 関税の減額を受けようとする貨物について、関税法基本通達<u>67-1-19</u>の規定により船積みの確認を受けた輸出許可書が通関部門に提示されたときは、上記(1)により提出された申請書に船積み確認済の旨を記載するとともに審査印を<u>押なつの</u>上、関係書類を収納担当部門に回付する。</p> <p>なお、関税の減額の額の端数処理については、国税通則法（昭和37年法律第66号）第120条第1項及び第2項により行うこととなるので留意する。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(3) (省略)</p> <p>(4) 輸出申告をした税関（以下この項及び次項において「輸出地税関」という。）の税関長と輸出貨物の製造に使用した原単品の<u>輸入を許可した</u>税関（以下この項及び次項において「輸入地税関」という。）の税関長とが異なる場合において、申請書等を輸出地税関を経由して輸入地税関へ提出させる際の取扱いは、次による。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>（輸出貨物の製造用原単品に係る納付すべき関税を控除する場合の取扱い）</p> <p>19-22 法第19条第6項の規定により納付すべき関税を控除する場合には、前記19-12から19-20まで（戻し税に係る製造工場の承認の範囲等）（19-16の(5)から(7)まで並びに19-17の(1)から(4)まで及び(5)のロ及びハを除く。）に準じて処理するほか、次による。</p>	<p>(3) (同左)</p> <p>(4) 輸出申告をした税関（以下この項及び次項において「輸出地税関」という。）の税関長と輸出貨物の製造に使用した原単品の<u>輸入地を所轄する</u>税関（以下この項及び次項において「輸入地税関」という。）の税関長とが異なる場合において、申請書等を輸出地税関を経由して輸入地税関へ提出させる際の取扱いは、次による。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>（輸出貨物の製造用原単品に係る納付すべき関税を控除する場合の取扱い）</p> <p>19-22 法第19条第6項《輸出貨物の製造用原単品に係る関税の控除》の規定により納付すべき関税を控除する場合には、前記19-12から19-20まで（戻し税に係る製造工場の承認の範囲等）（19-16の(5)から(7)まで並びに19-17の(1)から(4)まで及び(5)のロ及びハを除く。）に準じて処理するほか、次による。</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 関税の控除を受けようとする貨物について、関税法基本通達<u>67-1-20</u>（減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示）の規定により船積みの確認を受けた輸出許可書が通関担当部門に提出されたときは、上記(1)により提出された申請書に船積み確認済の旨を記載するとともに審査印を押印する。</p> <p>なお、関税の控除の額の端数処理については、国税通則法第120条第</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 関税の控除を受けようとする貨物について、関税法基本通達<u>67-1-19</u>（減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示）の規定により船積みの確認を受けた輸出許可書が通関担当部門に提出されたときは、上記(1)により提出された申請書に船積み確認済の旨を記載するとともに審査印を押なつする。</p> <p>なお、関税の控除の額の端数処理については、国税通則法第120条第</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
1項及び第2項により行うこととなるので、留意する。	1項及び第2項《還付金等の端数計算等》により行うこととなるので、留意する。
(3)及び(4) (省略)	(3)及び(4) (同左)
第17節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税	第17節 課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又は戻し税
(内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続)	(内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の手続)
19の2-2 内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の取扱いについては、次による	19の2-2 内貨原料品による製品を輸出する場合の確認等の取扱いについては、次による。
(1)～(4) (省略)	(1)～(4) (同左)
(5) 令第54条の2第1項の規定により、輸出申告の際に確認申請書の提出があつた場合には、当該確認申請書の記載事項について、書面上の確認を行う。この場合において、製品の製造に使用された内貨原料品の数量の確認は、当該製品の輸出検査の際に行うこととし、その方法は次による。 イ 関税法基本通達59-3により製造歩留り（指定歩留り）が定められている製品については、当該歩留率による。	(5) 令第54条の2第1項の規定により、輸出申告の際に <u>輸出地税関に確認申請書の提出があつた</u> 場合には、当該確認申請書の記載事項について、書面上の確認を行う。この場合において、製品の製造に使用された内貨原料品の数量の確認は、当該製品の輸出検査の際に行うこととし、その方法は次による。 イ 関税法基本通達59-3 <u>（内外貨混合使用の際における製造歩留り）</u> により製造歩留り（指定歩留り）が定められている製品については、当該歩留率による。
ロ (省略)	ロ (同左)
(6) (省略)	(6) (同左)
(7) 確認が終わった確認申請書は、当該確認申請に係る製品の輸出許可の	(7) 確認が終わった確認申請書は、当該確認申請に係る製品の輸出許可の

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>際、確認申請書の「確認印」欄に輸出通関部門の審査印を<u>押印</u>して、うち1通を確認書としてこれを申請者に交付する。ただし、令第54条の2第3項の規定により提出された確認申請書については、保税取締部門の受付印を<u>押印</u>して申請者に交付する。</p>	<p>際、確認申請書の「確認印」欄に輸出通関部門の審査印を<u>押なつ</u>して、うち1通を確認書としてこれを申請者に交付する。ただし、令第54条の2第3項の規定により提出された確認申請書については、保税取締部門の受付印を<u>押なつ</u>して申請者に交付する。</p>
<p>なお、この場合において、当該確認申請書に記載された事項が税関における確認の結果と異なる場合には、当該確認申請書の記載事項について所要の是正を行う。</p>	<p>なお、この場合において、当該確認申請書に記載された事項が税関における確認の結果と異なる場合には、当該確認申請書の記載事項について所要の是正を行う。</p>
<p>(注) 保税取締部門において確認を行って交付した確認書については、<u>輸出許可税関</u>で当該確認書に輸出済の記載を行う際、併せて輸出許可年月日の記載を行う。</p>	<p>(注) 保税取締部門において確認を行って交付した確認書については、<u>輸出地税関</u>で当該確認書に輸出済の記載を行う際、併せて輸出許可年月日の記載を行う。</p>
<p>(8) (省略)</p>	<p>(8) (同左)</p>
<p>(内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続)</p>	<p>(内貨原料品による製品の輸出に係る免税の手続)</p>
<p>19の2-4 令第54条の3第1項の規定の取扱いについては、次による。</p>	<p>19の2-4 令第54条の3第1項の規定の取扱いについては、次による。</p>
<p>(1) 同項に規定する書面は、「内貨原料品による製品の輸出に係る免税明細書」(T-1590)とし、1通に前記19の2-2の(8)の規定により輸出済の表示を受けた確認書を添付して、その<u>輸入申告する</u>税関に提出させる。</p>	<p>(1) 同項に規定する書面は、「内貨原料品による製品の輸出に係る<u>関税の</u>免税明細書」(T-1590)とし、1通に前記19の2-2の(8)の規定により輸出済の表示を受けた確認書を添付して、その<u>輸入地を所轄する</u>税関に提出させる。</p>
<p>(2) (省略)</p>	<p>(2) (同左)</p>
<p>(課税原料品を保税工場等に入れることの承認等の手続)</p>	<p>(課税原料品を保税工場等に入れることの承認等の手続)</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>19の2-8 法第19条の2第2項の規定により払戻しを受けようとする課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れることの承認の手続及び承認を受けた課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる際の手続は、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記により承認を受けた課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる際には、当該課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れようとする者から承認書、搬入届及び当該課税原料品に係る輸入許可書（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書。以下この項において同じ。）を提出させ、当該課税原料品が輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものであることにつき確認を行い、同一性を確認することができたときは、当該承認書及び輸入許可書にその旨及び搬入年月日を記入した上、提出した者に返付する。この場合において<u>輸入を許可した</u>税関と保税工場又は総合保税地域を許可した税関が異なるため輸入許可書だけでは同一性を確認することが困難であるときは、<u>輸入を許可した</u>税関あて照会する。</p>	<p>19の2-8 法第19条の2第2項の規定により払戻しを受けようとする課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れることの承認の手続及び承認を受けた課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる際の手続は、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 上記により承認を受けた課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れる際には、当該課税原料品を保税工場又は総合保税地域に入れようとする者から承認書、搬入届及び当該課税原料品に係る輸入許可書（特例申告貨物にあっては、特例申告書の提出があったことを証する書類又は決定通知書若しくはこれに代わる税関の証明書。以下この項において同じ。）を提出させ、当該課税原料品が輸入のときの性質及び形状に変更を加えないものであることにつき確認を行い、同一性を確認することができたときは、当該承認書及び輸入許可書にその旨及び搬入年月日を記入した上、提出した者に返付する。この場合において<u>輸入地を所轄する</u>税関と保税工場又は総合保税地域を許可した税関が異なるため輸入許可書だけでは同一性を確認することが困難であるときは、<u>輸入地を所轄する</u>税関あて照会する。</p>
<p>(保税工場等での課税原料品による製造の手続等)</p> <p>19の2-9 法第19条の2第2項の規定により税関長の承認を受けて保税工場又は総合保税地域に入れた課税原料品を使用して輸出貨物を製造す</p>	<p>(保税工場等での課税原料品による製造の手続等)</p> <p>19の2-9 法第19条の2第2項<u>《課税原料品による製品を輸出した場合の戻し税》</u>の規定により税関長の承認を受けて保税工場又は総合保税地域</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>る場合の手続は、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 課税原料品を外国貨物の原料品と混じて使用して輸出貨物を製造した場合において、保税工場又は総合保税地域の許可税関と当該輸出貨物の輸出申告をする税関とが異なる場合には、当該保税工場又は総合保税地域から<u>輸出貨物を蔵置する保税地域</u>までの運送は、保税運送の手続に準じて行う。</p>	<p>入れた課税原料品を使用して輸出貨物を製造する場合の手続は、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 課税原料品を外国貨物の原料品と混じて使用して輸出貨物を製造した場合において、保税工場又は総合保税地域の許可税関と当該輸出貨物の輸出申告をする税関とが異なる場合には、当該保税工場又は総合保税地域から<u>輸出地の保税地域</u>までの運送は、保税運送の手続に準じて行う。</p>
<p>第18節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税</p> <p>(再輸出の期間の延長の承認申請手続)</p> <p>19の3-4 令第54条の14に規定する申請書は、「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の再輸出期間延長承認申請書」(T-1626)とし、2通(原本、承認書用)を<u>輸入許可税関官署</u>に提出させ、承認したときは、うち1通に承認印を<u>押印</u>して申請者に交付する。</p> <p>なお、当該延長承認申請は当該貨物の輸入の許可の日から1年を経過した後に<u>あつては</u>行うことができないので留意する。ただし、再輸出期間の延長の承認を受けている貨物について、当該延長の承認を受けた期間内に、再度当該期間の延長の承認申請があつた場合には、当該申請を受理して差し支えない。</p>	<p>第18節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税</p> <p>(再輸出の期間の延長の承認申請手続)</p> <p>19の3-4 令第54条の14<u>《再輸出の期間の延長の承認申請手続》</u>に規定する申請書は、「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の再輸出期間延長承認申請書」(T-1626)とし、2通(原本、承認書用)を<u>輸入地所轄税関官署</u>に提出させ、承認したときは、うち1通に承認印を<u>押なつ</u>して申請者に交付する。</p> <p>なお、当該延長承認申請は当該貨物の輸入の許可の日から1年を経過した後に<u>あつては</u>行うことができないので留意する。ただし、再輸出期間の延長の承認を受けている貨物について、当該延長の承認を受けた期間内に、再度当該期間の延長の承認申請があつた場合には、当該申請を受理し</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(輸入時と同一状態で再輸出する際の払戻しの手続)</p> <p>19の3-5 法第19条の3第1項の規定により関税の払戻しを受けようとする際の手続は、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 輸出許可した貨物について、関税法基本通達<u>67-1-20</u>の規定により、船積みの確認を受けた輸出許可書が輸出通関担当部門に提示された際、当該許可書の税関記入欄に關税払戻しの旨及び払戻しに係る關税額を記載する。</p>	<p>て差し支えない。</p> <p>(輸入時と同一状態で再輸出する際の払戻しの手続)</p> <p>19の3-5 法第19条の3第1項<u>《輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税》</u>の規定により関税の払戻しを受けようとする際の手続は、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 輸出許可した貨物について、関税法基本通達<u>67-1-19</u>《減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示》の規定により、船積みの確認を受けた輸出許可書が輸出通関担当部門に提示された際、当該許可書の税関記入欄に關税払戻しの旨及び払戻しに係る關税額を記載する。</p>
<p>(輸入時と同一状態で再輸出される場合の納付すべき關税を減額する取扱い)</p> <p>19の3-9 法第19条の3第2項又は第3項の規定により納付すべき關税を減額する場合には、前記19-21の(1)から(4)まで及び19の3-1から19の3-8まで(19の3-4及び19の3-7の(1)を除く。)に準じて処理するほか、次による。</p> <p>(1) 「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の關税払戻し(減額)申請書」の「減額すべき關税額等」欄の記載は、關税法基本通達<u>67-1-20</u>に規定する処理を行った後に通關部門が行う。</p>	<p>(輸入時と同一状態で再輸出される場合の納付すべき關税を減額する取扱い)</p> <p>19の3-9 法第19条の3第2項又は第3項の規定により納付すべき關税を減額する場合には、前記19-21の(1)から(4)まで及び19の3-1から19の3-8まで(19の3-4及び19の3-7の(1)を除く。)に準じて処理するほか、次による。</p> <p>(1) 「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の關税払戻し(減額)申請書」の「減額すべき關税額等」欄の記載は、關税法基本通達<u>67-1-19</u>に規定する処理を行った後に通關部門が行う。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の<u>輸入を許可した</u>税関長とが異なる場合、「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し(減額)申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、当該貨物の<u>輸入を許可した</u>税関の通関部門が、申請書の記載事項と関係書類を対査確認した後に行う。</p>	<p>(2) 輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の<u>輸入地を所轄する</u>税関長とが異なる場合、「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し(減額)申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、当該貨物の<u>輸入地を所轄する</u>税関の通関部門が、申請書の記載事項と関係書類を対査確認した後に行う。</p>
<p>第19節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税</p> <p>(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の納付すべき関税を減額する取扱い)</p> <p>20-15 法第20条第3項の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記19-21の(1)から(4)まで、20-1、20-2及び20-4から20-14までに準じて処理するほか、次による。</p> <p>(1) 「違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」又は「違約品等の廃棄に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、関税法基本通達<u>67-1-20</u>に規定する処理を行った後に通関部門が行う。</p> <p>(2) 輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の<u>輸入を許可した</u>税関長とが異なる場合における「違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」又は「違約品等の廃棄に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、当該貨物の<u>輸入を許可した</u>税関の通関部門が、申請書の記載事項と添付書類を対査確認した後に行う。</p>	<p>第19節 違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税</p> <p>(違約品等の再輸出又は廃棄の場合の納付すべき関税を減額する取扱い)</p> <p>20-15 法第20条第3項の規定により納付すべき関税を減額する場合には、前記19-21の(1)から(4)まで、20-1、20-2及び20-4から20-14までに準じて処理するほか、次による。</p> <p>(1) 「違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」又は「違約品等の廃棄に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、関税法基本通達<u>67-1-19</u>に規定する処理を行った後に通関部門が行う。</p> <p>(2) 輸出申告をした税関の税関長と当該貨物の<u>輸入地を所轄する</u>税関長とが異なる場合における「違約品等の輸出に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」又は「違約品等の廃棄に係る関税払戻し(減額・控除)申請書」の「減額すべき関税額等」欄の記載は、当該貨物の<u>輸入地を所轄する</u>税関の通関部門が、申請書の記載事項と添付書類を対査確認した後に行</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	う。